

(4) 市民（プランナー・モニター）へのアンケート

① 目的

庄原市のプランナー・モニター登録者を対象に、市民の公契約条例についての意識調査を実施し、公契約制度に対する意見を集約することを目的とする。

② 調査対象

プランナー・モニター登録者90名

③ 実施方法

調査対象者宛に行政管理課より電子メールにより依頼し、登録者本人より行政管理課へ電子メールにより回答。行政管理課から管財課へは無記名により報告。

④ 調査内容

「庄原市公契約条例に係る市民アンケート集計結果（プランナー・モニター）」のとおり

⑤ 調査期間等

- アンケートの電子メール送信日 平成29年12月1日
- 調査期間 平成29年12月1日から平成29年12月18日まで

⑥ 回答数（回収率）

	従業員数	回答者数	回収率
登録者数	90	8	8.9%

庄原市公契約条例に係る市民アンケート集計結果(プランナ・モニター)

回答率

業種	前回調査(H27)			今回調査(H29)		
	対象者数	回答者数	回収率	対象者数	回答者数	回収率
プランナ・モニター	82	8	9.8%	90	8	8.9%

問1. 公契約条例について

(1) 公契約条例をご存知ですか？

ID	認知区分	前回調査(H27)		今回調査(H29)	
		回答者数	割合	回答者数	割合
1	名称も内容も知っている	2	25.0%	2	25.0%
2	名称は知っているが内容は知らない	1	12.5%	2	25.0%
3	知らない	5	62.5%	4	50.0%
4	無回答	0	0.0%	0	0.0%
合計		8	100.0%	8	100.0%

認知区分(今回)

名称も内容も知っている 25%

名称は知っているが内容は知らない 25%

知らない 50%

無回答 0%

(2) 公契約条例は必要であると思いますか？

ID	必要の有無	前回調査(H27)		今回調査(H29)	
		回答者数	割合	回答者数	割合
1	必要である	1	50.0%	1	50.0%
2	必要ではない	1	50.0%	1	50.0%
3	わからない	0	0.0%	0	0.0%
4	無回答	0	0.0%	0	0.0%
合計		2	100.0%	2	100.0%

必要の有無(今回)

必要である 50%

必要ではない 50%

わからない 0%

無回答 0%

(3) (2)で必要であると答えた方にお聞きます。その理由は何ですか？(複数回答)

ID	必要な理由	前回調査(H27)	今回調査(H29)
		回答者数	回答者数
1	労働者賃金の確保や福利厚生の推進につながる	1	0
2	業界の育成や担い手の確保につながる	1	0
3	公共サービスの質の向上につながる	0	0
4	その他	0	1

(3)-4 その他の理由

前回調査(H27)	今回調査(H29)
	必要とされる理由で例示されているものすべてに当てはまり、どれが優先とされるものでもない。

(4) (2)で必要ないと答えた方にお聞きします。その理由は何ですか？(複数回答)

ID	不必要な理由	前回調査(H27)	今回調査(H29)
		回答者数	回答者数
1	賃金や労働条件に、行政が介入すべきではない	0	0
2	会社の経営状態に関係なく労働賃金が上昇し、経営に悪影響を及ぼす恐れがある	0	0
3	賃金台帳の整備など事務手続きが増加し、公共サービスの質の低下につながる	0	0
4	公共事業と民間事業で労務報酬を分けることは困難である	0	0
5	下請業者に賃金の指導するのは困難である	0	0
6	その他	1	1

(4)-6 その他の理由

前回調査(H27)	今回調査(H29)
<p>公共工事の中で特に建築工事は予算が厳しすぎて利益が出ません、予算がとても厳しく、特に建築工事は積算の落ちが多く追加変更もほとんどありません。設計事務所の積算力も弱く詳細まで把握できておりません、又設計事務所の設計は出来栄えにこだわりながら予算は無理やり発注者の予算に合わせる設計をされる傾向が強くと受注業者の事はあまり考えて設計をされておられません。</p> <p>最近の管理・検査体制も国土交通省の基本丸写しで受注金額に対する管理経費(主に書類作成費用)がどんどん上昇し受注金額の30%を超え利益は全く出ない状況にあります。そのような中での労務単価だけは指示通りにせよといわれても利益が出ないと出来ません。(4)に書いてあることもほとんど該当します。どうしても守れと言われるのであれば発注金額を大幅に上げて下さい。</p>	<p>賃金については守らなければならない最低賃金が制定されており、二重で制定する必要は無い。</p>

(5) 公契約条例についての考えをご記入ください。

◎公契約条例について「名称も内容も知っている」を選択し、「必要である」を選択した者の意見	
前回調査	公共事業では零細法人にまで健康保険への加入が求められているが、重層的な下請け構造の下では人件費にしわ寄せされる。公共事業費の抑制が続く中で下請け業者は採算ぎりぎりを受注しているので、従業員のために健康保険や厚生年金に加入したくてもできないのが現状である。この状況を打開するためには発注者の側で適正労務単価が支払われるような方策を立てるべきで、公契約条例の制定はそのためにも有効であると考えている。
今回調査	公共事業や委託管理を例にとれば、設計あるいは見積もり労賃が実際に現場で働く人に渡らないため、賃金水準が低く抑えられている。景気を良くするためには個人消費を上向かせることが必要で、そのためには労働者や下請け業者の懐を暖める必要がある。そのためにも条例を制定することが必要であると考えている。

◎公契約条例について「名称も内容も知っている」を選択し、「必要ではない」を選択した者の意見	
前回調査	基本的に賃金が増えることは良い事ですけど全体が整わないのに賃金だけ上昇といわれても無理があります。公共工事の単価を全面的に上昇してから建設業が利益が出る状況を作らないと無理だと思います。単価を上昇する事は予算がどんどん少なくなる中で無理な問題です。
今回調査	法規制の二重建てをするよりも、既存の法規制を遵守しているか否かを重要視して、それらを遵守している企業にだけ市の業務を発注する形にするべきではないですか？ 有給休暇の消化率や残業時間等の労働基準法を無視した会社は東城町内(庄原市内の他地区は分かりかねますので、東城町内とします)だけでも多数あることを該当者から直接聞くことが多々あります。守るべき決まり事を守らせてから、次の段階へ進むべきでは？ 柱も屋根もボロボロの家に外装塗装をしても無意味だと思います。ただでさえも有給休暇や各種保険、労働時間の規制を遵守しながら、発注価格の安い仕事や納期の短い仕事をたいへんな努力をしながらこなしている真面目な業者にすると、新たな負担になるだけではないでしょうか？ 市としてはそのコスト負担分となる金額を発注金額に上乗せされるのですか？ 資金力のある業者が落札だけして、下請けに丸投げしてあやふやといった状況になりませんか？

◎公契約条例について「名称は知っているが内容は知らない」を選択した者の意見	
前回調査	市が発注する工事などの請負契約、清掃などの委託業務、指定管理施設などの管理業務の受注者・受託者に対し、従業員に支払う賃金を一定額以上とするなどの労働条件を義務付ける条例です。上記の中で指定管理施設の業務委託について指定管理で行政より必要なお金をもらい商売して利益を上げているような施設は根本的に考え直す必要があるのではないかと。
今回調査	下請け等、実際に働く人の賃金や労働条件は確保されるべきである。このことが、地域の活力にも繋がっていくと思う。 価格による競争だけでなく、労働者の働く意欲を確保しながら、地元が元気になれる、監視も必要だと考える。 発注に際しても、そのための工夫が求められる。

(6) 賃金や労働条件を確保するためには、今後どのような対応が必要と考えますか、ご記入ください。

◎公契約条例について「名称も内容も知っている」を選択し、「必要である」を選択した者の意見	
前回調査	低価格入札を防止するために庄原市も努力していることは承知しているが、市民の側に「安ければいい」という考え方が根強く残っている。市民の貴重な税金を使う公共事業だからこそ、品質のいい工事、他の模範となるような労働環境を整備することが必要で、入札金額だけでなく、金額の内訳を市民に対しても公開していき、住民合意の下で労働条件の整備を行うべきだと思う。
今回調査	下請け、孫請けなど、実際に働く人の時間給を発注者が把握でき、設計された福利厚生費が下請けや孫請けにまできちんと支払われているか必要に応じて管理監督できる仕組みを作ること。

◎公契約条例について「名称も内容も知っている」を選択し、「必要ではない」を選択した者の意見	
前回調査	発注時期条件等根本的に考えを変えるしか方法は困難だと思います。まず工事の検査制度をなくし受注者が設計から施工10年間の工事保障する事により書類は大幅に削減され施工も一番やりやすい設計が出来大幅なコストダウンが出来ると思います。設計施工を一元化することにより公共工事の工期とコストを大幅に削減できます。実際には設計は外部委託になると思いますが、施工者のやりやすい設計が出来、積算の落ちも有りません、ミスは有ると思います。まずは会社が儲かる事が先になります。会社に利益が出れば自然に賃金も上昇し、労働条件も良くなります。
今回調査	業者及び労働者の義務と権利の教育をしっかりと行うこと。時には市がセミナー等で労働環境の改善に関することを市民に伝えることも必要ではないでしょうか。

◎公契約条例について「名称は知っているが内容は知らない」を選択した者の意見	
今回調査	市長と同意見で、労働環境等は、国の法の範疇のものと考えます。 最低の賃金や労働条件を確保するために、入札条件の設定や受注後の報告義務等、設ける必要がある。 先進の事例等調査して、庄原市に合う制度導入等を検討してほしい。

◎公契約条例について「知らない」を選択した者の意見	
前回調査	やはり、労務状況の実態把握と入札時あるいは受注後下請け時の発注状況の把握ですかね。みなさんだれも分かって居られるとおもいますが、周知徹底も必要ではないでしょうか？
	全国最低賃金を基準として、肉体労働(3K)など勘案して賃金で格差をつけることが必要ではなからうか。
	行政による事業者への調査や労働者に対するヒヤリングなど。
	公契約条例を庄原市でも導入し、公金から抛出した業務に関しては行政が積極的に介入しても良いと思います。また、落札業者によるピンハネ&丸投げを何らかの方法で監視・制限して頂きたい。資金の豊富な業者による、下請けイジメの温床になっています。
今回調査	個々の企業努力次第だと考えます。公的に対応するならば、施設投資の補助や従業員の研修等の充実や補助といったことでしょうか。ざっくりとですが。
	市が発注する工事などの請負契約、清掃などの委託業務、指定管理施設などの管理業務の受注者・受託者に対し、従業員に支払う賃金については、条例を作っても形骸化されるだけであろうと思う。要は市または監査関係者がしっかり管理することと思う。
	公正であることが一番だが、提示された入札金額が、従業員への無理な労働や低賃金での労働を強いていないか、確認を怠らないことも重要だと考えます。
	難しい問題だと思う。いっそ、各業者に平等に仕事を配分してもらえないかとも思う。大切な税金で行うので、少しでも安くと言うのもわかる。 逆に、いくらなら出来るかを、市の方から問う事は出来ないか？素人では無理なのか？全ての参加企業に具体的に(材料、工期なども)相談して、それならいくらで出来るか出すなんてできないのかなあ。 もちろん、人件費を一番に考えるのは当然だと思う。 それと矛盾して…安全を確保するのは最低限で、人件費を削減しかやっていけないかもしれない。自営業者としては、従業員に削れない分、自分自身に無理をするのが仕方ない事なのかと。
	不正がないよう監視する。

問2. 市の入札・契約制度について、ご意見があればご記入ください。

◎公契約条例について「名称も内容も知っている」を選択し、「必要である」を選択した者の意見	
前回調査	制限価格を割り込む応札に対してはヒアリングを行っていると思うが、市の積算金額が正当なものであるならば、90%以下の応札に対してはその根拠を説明してもらうことも必要ではないか。また、小規模修繕工事業者登録制度に関して要望した際、管理する手間を考えると手慣れた工務店に発注した方がメリットがあるという風に考えておられるようだが、それでは零細業者、個人業者はいつまで経っても管理のノウハウを身につけることができない。企業育成の観点からも、小規模修繕工事業者登録制度の実施に踏み切るべきだと思う。
今回調査	談合で仕事をとることは認められないが、地域の災害復旧や除雪作業などで受注できる業者が減り、不自由を感じている市民がいる。仕事の回し合いで地元業者が事業を継続できるようにすることも大事ではないか。

◎公契約条例について「名称も内容も知っている」を選択し、「必要ではない」を選択した者の意見	
前回調査	工事を発注する時、入札参加資格だけで入札参加者を決めるのではなく、この工事を施工するのに適した業者で選定して頂きたい。発注する時管理部門の意見を取り入れて業者を選定して頂きたい。そうでないと良い仕事は出来ません。工事を管理する部門が後で苦労します。金額により入札参加する数を決めておられますが数の問題でなく質の問題で考えて頂きたい。市長の庄原の工事は庄原でやるという考え方は素晴らしいです。感謝します。

◎公契約条例について「名称は知っているが内容は知らない」を選択した者の意見	
今回調査	市内の業者が、意欲を持って会社運営ができ、労働者も働く意欲が湧くような条件が整備され、価格競争だけではなく、技術力や、地域への貢献度等、総合的に評価される仕組みが必要と考える。若い世代が働きたいと思える会社が沢山ある庄原の地域づくりになりますよう・・・

◎公契約条例について「知らない」を選択した者の意見	
前回調査	<p>案件の仕様書等で業務等の内容はある程度把握のうえで入札できているとは思いますが、受注以降「こんなことも含まれるのか」とか、「なぜこれもふくまれるのか」など受注前の情報不足やそれに伴う過剰まではいかなくとも要求事項の把握に発注者と受託者との間に差が生じているケースを耳にすることもあります。最終的に変更・追加が生じてきた際の報酬額が支払われない状況です。支払われないと元請けはもとより下請は苦しくなります。(慣習化となっているか?)</p> <p>今回初めて知ったが、公契約条例があれば、好循環が作れるのだろうと思えた。</p> <p>市の入札基準が定かではありませんが、金額ではなく従業員の働きやすさといった様な指標を取り入れてみるといった感じはいかがでしょうか。 公的作業等の企業や材料を全て庄原市のもので賄うことを期待します。</p>
今回調査	<p>工事の請負業者に対しては追加金額とかの増額とか工期延長に対する金額の増額等しっかり対応しているが、設計コンサルタント関係は一切認められていないのはなぜかと思う。</p> <p>庄原の企業が、一つでも多く採用されるように願っています。各業界の勉強会等へ、より参加し易くするとか。</p> <p>無茶言わないでかな？小さいとこほど、出来るだけのこと頑張ってる？市内だけじゃない競争についていっただけで大変なんじゃないかなあ。</p> <p>対象者なのかもよくわからず、全体としてよくわかりません。</p>